

---

## 「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」

高等学校定時制・通信制課程における非行・犯罪歴を有する生徒等の  
学習ニーズに応じた指導方法等の確立及びその普及を図る

---

2018年度 中間報告（1年次）

NHK学園高等学校

## 【 目次 】

I. 本調査のねらい	1
II. 研究の概要と目標、今年度の成果	2
1. 体制、システムの確立	
2. 特別活動領域	
3. 他機関、地域との連携	3
III. 少年院のニーズと現況	4
1. 法務省との事前打合せ	
2. 多摩少年院	
(1) 院の概要	
(2) 学習ニーズ	5
3. 愛光女子学園	6
IV. 入学者の状況・環境	7
1. ケース1：Aさん	
2. ケース2：Sさん	8
3. ケース3：編入がかなわなかったYさん	
V. 2018年度の実施内容	10
1. 該当施設・学習者選定、出願について	
(1) 法務省・当該施設の推薦	
(2) 出願	
(3) 入学面接	
(4) 受け入れコース・所属会場等について	
(5) 履修科目・単位数	11
(6) 就学支援金	
2. 学習について	
(1) レポート学習・放送視聴	
(2) スクーリング	
(3) 試験	12
3. 出院後の学習継続（年度内）について	
4. 評価、効果測定	

VI. 教育方法の詳細	13
1. 担任と支援チーム	
2. 放送視聴とネット学習の可能性	
(1) 実施結果	
(2) 検討過程	
3. レポート	14
4. スクーリング	
5. 成長を促す振り返りシート…実例	
VII. 多摩少年院との協働体制づくり	17
1. 協働体制について	
2. 矯正教育と高校の学びの相互作用	
VIII. 保護観察所等、地域資源との連携	18
1. 保護観察所駐在官事務所打合せ	
IX. 次年度の課題	19
1. 周知、選抜方法、出願手続	
2. スクーリング、学習方法	
(1) ネット学習～ネット上における双方向の学習 方法の検討	
(2) 振り返りシートの開発、活用	
(3) 現行のスクーリング実施方法の見直し	
(4) 少年院内でのスクーリング実施、試験の実施 検討	20
3. 出院に備えたケース会議の開催	
○添付資料	
* 1 : 再犯防止推進計画 ～学校等と連携した修学 支援の実施等のための取組	21
* 2 : 第1種少年院	23

## I. 本調査のねらい

本事業は、3年間にわたる研究となる。全体を通しての本調査のねらいは、以下の通りである。

再犯の防止等の推進に関する法律第13条は、「国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする」としている。<sup>\*1</sup>

国が再犯防止推進法を制定し、少年院等における少年のうち、高等学校で学ぶ意欲のある者に対する教育を施すことは、学ぶことを通じて社会で活動する強い意識を育て、生徒が自らの主体的な生き方を確立することにつながる極めて必要とされる教育である。

このことから、少年院等に在籍する少年に、高校教育を多様な手法を用いて指導を展開して、指導方法の確立のために本調査・研究を進める。

\*1：『再犯防止推進計画 平成29年12月15日』より「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）」より抜粋。全文は添付資料参照。

### ② 非行等による学校教育の中断の防止等

#### ア 学校等と保護観察所が連携した支援等

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。

【法務省、文部科学省】

#### イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

## Ⅱ. 研究の概要と目標、今年度の成果

調査研究にあたっては、大きく次のことが目標となっている。高校における教育制度を踏まえ、通信教育課程における教育展開と同様の学習を実現するための手法を確立していくこと、そして意欲ある生徒を中心に、少年院にありながら高等学校卒業にふさわしい教育方法を確立することである。

今年度、2名の生徒が、多摩少年院から10月後期生として入学することができた。その2名については、今年度それぞれ6科目17単位、5科目13単位が修得でき、2019年度での卒業が視野に入ってきた。その生徒達の懸命な努力と多摩少年院の支援、法務省等関連機関の協力、そして本校がチームとなって実施した本事業について、各目標の成果を以下に述べる。

### 1. 体制、システムの確立

#### 【概要・目標】

少年院で学ぼうとする意欲者に向けて、本校の生徒と同様の教育課程を修了できるかについて、相応の指導上の工夫を行うことを目途として、校内に校長を責任者とする本研究を推進するため委員会を置く。

また本研究に関わる本校の教育課程の編成実施に際し、放送視聴、レポート作成、そしてスクーリング等の各領域について、在院者にどのような学習スタイルを提供できるか研究する。特に、スクーリングの実施方法については、法務省及び少年院の担当者と綿密な協議を行い、少年院施設の活用や本校施設の利用、学ぶ立場の在院者との面談等も含め、そのシステムを確立する。

#### 【成果】

- ・ 計画作成の段階から、主に学内の各分掌の統括教諭、生徒指導部、総合教育相談センターのメンバーを含め、委員会を設置した。また外部からの検討委員として、元保護観察所所長でもある保護観察の専門家にアドバイスをもらうことができた。
- ・ 少年院の運用に合わせて、レポート形式について検討を行い現状に合ったコースを選択。また高校講座の放送視聴にあたって、どのような手法があるかを法務省、少年院、NTT docomo、NHKを交え複数検討し試行した。
- ・ スクーリング面接指導については、集中スクーリングを選択し受け入れ体制を整えた。そして外出許可、法務教官の同行のもと、出席、学習することができた。複数の法務教官の同行とスクーリング出席という、多大なる協力のもと可能になった。

### 2. 特別活動領域

#### 【概要・目標】

高校教育における全領域に関わる教育的指導内容を施すことを前提に、教科指導に重点を置くものの、特別活動領域等についてもその重要性からその指導を重視していく。また、その視点からやがて社会に出たときの適応能力を育てていけると考える。

#### 【成果】

初年度は入学にあたってのガイダンス、ホームルームなどに出席した。また、'成長を

促す振り返りシート‘を作成し、毎月学習を通しての振り返りを本人が記入、教官と学園教員とが協働のもとその振り返りを支えた。

### 3. 他機関、地域との連携

#### 【概要・目標】

一人ひとりの生徒を主体に考えた時、少年院在院中の学習等の在り方だけではなく、退院後、社会に出た後の学習継続に向けた体制作りも検討する必要がある。学校組織だけではなく、社会に存在するさまざまな仕組みを有機的に連携し、学習対象者が社会で存在意義を感じながら生き抜く力を醸成できる体制づくりも研究対象とする。

#### 【成果】

保護観察所、保護司、学習支援団体など、出院後に戻る地域にはさまざまな支援者が存在している。生徒1名は入学から2か月後に出院となったため、保護観察所の担当官と打ち合わせを持ち情報共有、連携を行なった。

### Ⅲ. 少年院のニーズと現況

#### 1. 法務省との事前打ち合わせ

本事業の開始に当たっては、法務省担当者と目的、方法等について、綿密な打ち合わせを行ない実施に至った。事前打ち合わせの概要は以下の通りである。

- ・本事業は「再犯防止推進計画」の理念を根幹とする。
- ・少年院では、ネット環境を整えるのが現時点では困難なため、紙媒体のベーシックコースを選択。将来的にはネット学習コースの研究開発を検討する。
- ・今年度は、後期入学、または来年度で受け入れを試行的に始める。本人、保護者の理解、入学等の意思確認を慎重に行なう。
- ・「多摩少年院（男子）」「愛光学園少年院（女子）」を候補とする。
- ・放送視聴はネット上では不可。少年院内での録画録音の視聴環境整備は可能。また院内でのレポートへの取り組み環境の確保も可能。
- ・卒業まで継続して確認をし、学習支援を進める。

#### 2. 多摩少年院

上記法務省の推薦を受け、多摩少年院と検討会議実施。多摩少年院が院生に呼びかけを行なった。結果、多く存在し、今年度その中から候補を絞り2名が入学、実施に至った。

##### (1) 院の概要

生徒に有効な指導を行なうためには、在院者の傾向を理解すること、一人ひとりの生徒に寄り添った理解をすることの両面が必要である。そのため、複数の教員で院の日常、運動会、成人式を含めて見学を実施。少年院が実施する、自立に向けた、高い目標への効果的、意図的なプログラムを垣間見ることができた。その矯正教育の内容と高等学校の教育とが、どのような相互作用が可能かを考察する一助とする。

##### ①在院者の概況

ここでは院の理解に向けた記載をする。在院者の特性等は以下の通りである。

- ・第1種少年院送致の判定を受けた者。\* 2
- ・標準教育機関は、11 か月。
- ・新収容者 139 人のうち、入院前に保護処分歴のある者は、90 人 (64.7%)。
- ・非行内容としては、①窃盗、②詐欺、③傷害の順。10 年前と比較して、全体に占める詐欺（いわゆる特殊詐欺の出し子や受け子等）の割合は、2.5 倍。
- ・新収容者のうち発達障害等の診断（疑いを含む）を受けている者は 24 人 (17.3%)。
- ・保護者は①実父母、②実母のみ、③養父実母の順。実母のみの割合は、10 年前と比較して約 12 ポイント増。\* 実母のみは、33.1%。
- ・高校に復学した者は 10 人、大学に進学した者（確認が取れた者）は 2 人。

##### ②矯正教育の内容

院内では矯正教育として、自立を目指して以下の様に 5 つの指導分野と自主的活動から、在院者の自立を目指して段階を踏んだていねいな矯正教育が実施されている。

- ・生活指導：基本的生活訓練、問題行動指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導、進路指導、特定生活指導などを実施。
- ・職業指導：職業生活設計指導、職業能力開発指導。基本情報技術者試験など、資格取得に向けた指導も行ない、院内で受験、資格取得が可能。
- ・教科指導：高等学校教育指導。高等学校卒業程度認定試験を院内で53名が受験し、全科目合格が17名、一部科目合格が30名（2016年）。

\*矯正施設における上記試験受験者は年々増加している。多摩少年院も例外ではなく、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）、若者サポートステーション等の支援も加え、受験に向けた指導と試験実施を、出院後の未来に向けて少年院内で行なっている。

\*高等学校卒業資格を希望する者も少なくない。IV-2. ケース2に報告。

- ・体育指導：体力トレーニング、サッカー大会、バレーボール大会など体育行事。
- ・特別活動指導：自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事、社会貢献活動等。
- ・自主的活動（役割活動）

その他、就労支援、修学支援、帰宅調整、保護者会など、矯正のための多様なプログラムを実施している。\*多摩少年院平成28年度資料よりまとめ。

## (2) 学習ニーズ

在院中からの生徒募集については、院の教官から声かけを行なっていただいた。20人近い希望があり、その中から3名が最終候補となった。

少年院在院者の多くのは、高校を中退せざるを得ない。巻末の資料「再犯防止推進計画」にあるように、日本の高校進学率は99%に近いが、少年院在院者は極めて少ない数値となっている。また出院後に退学となった高校に籍を戻すことも難しい現状がある。

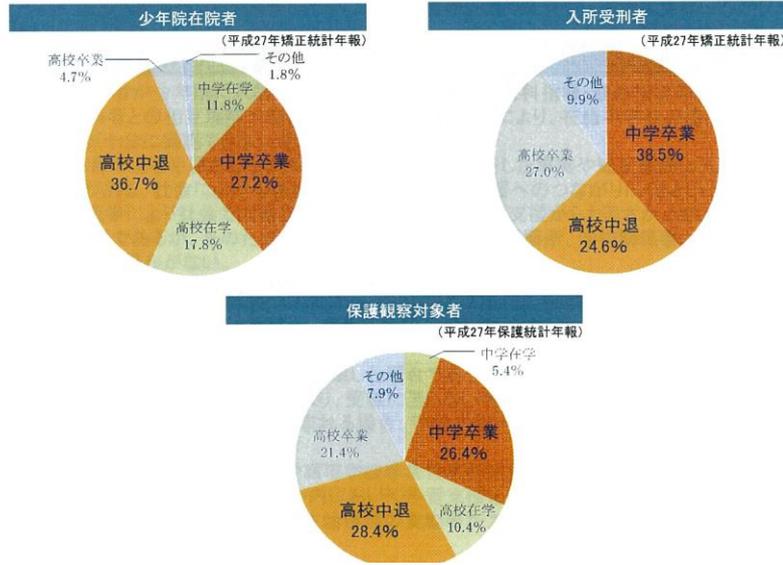
多摩少年院についても同様の傾向であり、高等学校での学びを切に必要としている。



\*多摩少年院平成28年度資料より

## 犯罪をした者等の教育程度

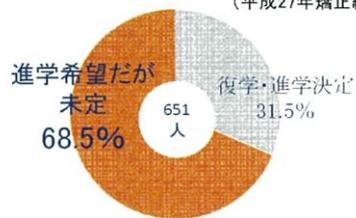
我が国の高校進学率は98.5%であるところ、犯罪をした者等の教育程度は、一般平均と比べ、低い水準にある。



3

### 少年院在院者の進路状況

(平成27年矯正統計年報)



\*法務省 HP より

### 3. 愛光女子学園

愛光女子学園もまた法務省からの候補である。教職員で見学させていただき、院長はじめ教官の方々と打合せ検討を行なった。現在、収容人数が少なく対象者、候補となる者がいない点、スクーリング同行可能な職員確保が困難である点から、今年度については実施せず。今後の検討を継続する。

## IV. 入学者の状況・環境

多摩少年院からの入学にあたり、院にNHK学園教員が赴き入学面接を実施した。本人及び教官が同席、合わせて保護者も来訪、保護者との確認もていねいに行なった。

その際に、出院後も高校での学びと育ち、学習継続のために、本人、家族、そして保護観察所、保護司、協力雇用主、学習支援団体（BBS など）等と必要に応じて連携し、学校も含めて全体でチームとなって進むことを確認、了承を得た。

また、3名の面談の内、2名が今年度後期入学となった。1名については、学費を用意するのが難しい点に加えて、保護者がさまざまな困難を抱えていたため、入学には至らなかった。

※削除したケースから、本事業の目的に関連する内容を以下にあげる。

### 【学校教育の効果】

置かれた環境や本人の社会経験の様子などから、

- ・高校での各科目の学びや、学習の仕方、レポート提出締め切り管理など、学習を行う過程が、社会的な自立、知識、スキルにも結びつくであろうと考えられる。
- ・今後の矯正教育の中でのさらなる成長をすると共に、高校での学びがさまざまな本人の振り返りにつながる可能性がある。

【課題】多摩少年院では、ひとり親家庭（母親）が33%を占めている。ひとり親家庭では経済的に厳しい状況が少なくない中、さらに弁済などが加わった場合、高校進学も難しいケースがあった。国の就学支援金でわずかに賄えない学費の捻出が厳しく、進学意欲の高い者には、別途独自の再犯防止としての支援金制度等が必要なのではないか。

また、在院者が未成年で保護者に過度の負荷がかかる場合、在院者の保護者にも多くの支え手が必要であると思われる。

### 1. ケース1：Aさん

※個人情報になるため、削除。

## 2. ケース2 : Sさん

※個人情報になるため、削除。

### 3. ケース3：編集がかなわなかったYさん

※個人情報になるため、削除。

## V. 2018 年度の実施内容

前述の生徒の入学に至る過程から、その後の約半年間の実施について以下に述べる。

### 1. 該当施設・学習者選定、出願について

#### (1) 法務省・当該施設の推薦

①2018 年度 該当施設「多摩少年院」

「後期入学制度」利用、原則 2 名。格別な要望・必要に応じて 1 名程度増。

②本人、保護者を対象にした「説明会」実施

当該施設にて、出願者候補を選抜。最終の指導段階まで進み、学習意欲のある者。

：実施者：研究員 他 法務省とも連絡協議

：候補施設（多摩少年院）で実施。 個別実施。

#### (2) 出願

期間（9 月中旬あたり）まで。 出願書類がすべて提出できる者

①出願費用、学納金、通信費、登校交通費などの実費は学習者（保護者・保証人等）負担。

研究委託事業においても、入学・学習にあたっては、NHK 学園と本人（保護者）の契約。

②「願書」整え。本人保護者による個々の出願、手続き。

健康診断の実施。多摩少年院では、施設ドクターは存在する。胸部レントゲンは指定医療機関にて時間は要するが、可能とのこと。

※ 出願者、保護者の状況により、出願受け付けの延長も可能とする。

◆2018 年度：2 名出願。2 年次生 1 名、3 年次生（今年度卒業対象ではない）1 名

#### (3) 入学面接

面接場所の選定：平成 30 年度は当該施設の要望により、当該施設での実施、または、事前個別説明会による代替措置を検討。

→ 2018 年度、事前説明面談により、入学面接を免除。

①本校管理職監督の元、研究委員にて実施

◆2018 年度 第 1 回 9 月 3 日（月）1 名

◆2018 年度 第 2 回 9 月 5 日（水）2 名

②面接時の留意点

・本人・保護者共に継続学習の意思確認

保護者との面談の実施。出願前の説明会。および、入学時において退院後の学習環境の確認。

・法令順守、学則順守の確認 スクーリング時の学習態度について。

・学習方法の確認、オリエンテーション。

#### (4) 受け入れコース・所属会場等について

①入学年度内は、「ベーシックコース」「土曜日（1 T）」「集中型スクーリング（希望する）」

⇔ 「集中型」は平成 31(2019)年度以降、ネット学習の場合。

◆ 2018 年度 単独クラス設定。（東京本校八王子）親番号＝土曜 1 T・担任盛田。

②前籍校の在籍期間、修得単位により入学年次を決定する

③登録・送付先

履修科目確認票、教材の送付、就学支援金等の保護者への連絡など、少年院と保護者住所を分け事務手続きを行なう。

#### (5) 履修科目・単位数

①2018年度「後期入学制度」の場合、本校規定により12単位程度、4～5科目程度の履修、最大17単位程度、5～7科目程度の履修とする

②院内活動を鑑み、学習者に無理の無い履修、学習とする

③2019年4月入学の場合は学園の入学規定どおり、標準25単位程度、9科目程度の履修、最大34単位。ただし、上記②を勘案する

◆2018年度：2年次生1名＝6科目17単位 履修

：3年次生1名＝5科目13単位 履修（今年度卒業対象ではない）

#### (6) 「就学支援金」の取り扱い

通常の手続きとする。他の生徒と同様、必要に応じて適宜、個別に対応していく。

## 2. 学習について

### (1) レポート学習・放送視聴

①少年院内での録画録音の視聴環境整備は可能、レポートへの取り組みも可能

②レポート学習、放送視聴の方法の確認、日ごろの学習支援の確立

・少年院等の教官は高等学校の教員免許保持者も多い。実質的な教科指導も可能。

③学習時間の確保（院内環境の整備）を行う

◆2018年度 NTTの開発システムにより、「NHK高校講座」のみアクセス可能なプログラム、iPadタブレットの貸与実現。

④学習内容の理解支援に必要な要素

・少年院内における教科指導 質疑応答対応体制

・NHK学園高校の教員との質疑応答の可否 院内から生徒が直接は原則できない。

⑤レポート提出ー返送に関して（また、諸種、郵送物について）

・当該施設の法務教官を通じてやり取りをする。学習者解答や添削内容の確認は、教官において実施。また、郵送物は確認をする。

・送付住所（NHK学園登録住所）確認：入所中は少年院。教官を通して連絡。退所後は個々。

※「保護者・保証人」への送付物、送付先：NHK学園登録住所へ、学園から直送。

### (2) スクーリング

①東京本校集中スクーリング・補習スクーリング（12月と1月）へ出席

②退院までの登校時、登校期間は、付き添いの少年院担当官にも来校いただく

◆2018年度 学習者1名に対し教官1名が常に隣に付き添う。他に統括的教官1名、適宜追加。

1 2月＝3日間、1月＝2日間 登校。おおむね、10：00～17：00。

- ・学習者は自身の境遇や入院対象行為などの秘匿事項を順守の上、日常会話や他の生徒との接触も認められる。
- ・学習者は最終更生段階まで進んでおり、心身の落ち着きや諸事対応状況も良好。
- ・服装は「普段着」とし、他者に警戒や不快を感じされる言動は取らない。

③「特別活動」の実施方法、実施内容

- ・東京本校登校時における担任指導面談（HR）、入学時オリエンテーション他。  
本校教諭による当該施設訪問、面談。

◆2018年度 スクーリング参加前に、当該施設法務教官（指導担当者）と本校にて打合せ。

### （3）試験

①東京本校にて実施 2月初旬（1～2日間）実施

◆2018年度 東京本校「後期入学生」年度末追試験期間：2月12日 で実施。

②2018年度 受験方法検討

- ・「通常試験受験」（スクーリング同様、少年院教官の随伴、付き添いにより、他生徒と合同受験）。

③受験実施方法はNHK学園高校の実施方法による。

1科目50分間。1日、4～5科目受験。

◆2018年度 試験受験前に、当該施設法務教官（指導担当者）と本校にて打合せ。

◆2018年度はスクーリング受講同様、少年院教官の随伴にて実施。

- ・4月入学の場合、中間試験は9月に実施。追試験（中間試験未受験者への受験機会）は10月実施。後期入学であれば、中間試験は実施せず、自己効果測定。
- ・「単位認定」に関しては、本校の単位認定基準にのっとり行う。他の入学生、学習者に同じ。

## 3. 出院後の学習継続（年度内）について

①指定されたスクーリング・試験会場へ出席する。

②個別学習など学校へ登校する場合は、事前に担任へ連絡。

- ・年度内に退院し、学習も順調な生徒は、新年度希望する会場で学習を継続。

※コース・会場変更を許可予定。

- ・卒業まで継続し学習支援を進める。また学習定着、再犯防止効果を検証していく。

## 4. 評価、効果測定

学習者の学習意欲の定着、自らの再犯防止意識の醸成を計る。

①学習者自身が「学習を通じての自己振り返りシート」を記入。

②NHK学園高校担任、少年院担当官により「学習者観察・連絡シート」を記入作成する。

## VI. 教育方法の詳細

### 1. 担任と支援チーム

入学生に対し担任を一人定め、担任がその生徒一人ひとりに指導を行なった。合わせて設置した委員会、総合教育相談センター、学務と、学校全体と少年院がチームとして、前述の運営を協力、実施した。担任が行なった具体的な指導の一部は、以下の通りである。

#### 【担任の指導】

##### ①事前指導

担任が少年院を訪問し、またスクーリング出席時に、一人ひとりのオリエンテーションやガイダンスを複数回実施した。

##### ②スクーリング、レポート指導

登校時は、担任や他の教員は本人の充実した高校生活を可能な範囲で意識した。担任はきめ細かく全体でのホームルームや授業になじむようケアし、各科目担当にも情報共有を行ない、スムーズな授業出席やレポート学習につないだ。

教官の先生方は院内でのレポート学習の支援に加え、スクーリング同行時も保護者のように学校に馴染む努力をしてくださり、学内だけでなく少年院も含めた大きなチームとなった。

##### ③年度末の学習指導

年度末の認定に合わせて、担任は少年院を訪問し生徒と面談をしている。今年度の学習のまとめと、来年度3年次の学習について指導を行なった。来年度は卒業を目指しての学習になる。出院を控えて生徒の中に小さな動揺が見られたが、今後の学習継続も視野に担任含め少年院では心理的にも支持を行なっている。

### 2. 放送視聴とネット学習の可能性

学習上不可欠な高校講座の放送視聴と、将来的にはネット学習の実施の可能性も含め、下記の変遷をたどり検討した。

#### (1) 実施結果

N T T docomo の制限機能付き教育用タブレットの活用。

\* 「高校講座」の視聴とそれに関連する部分のみ限定的に閲覧可能。それ以外へのアクセスや、外部への発信は一切できない。

#### (2) 検討過程

インターネット使用に制約のある少年院内での高校講座視聴について、以下のようにさまざまな方法を検討した。

①高校講座番組の録画し、それを視聴する方法。

②後期入学のため、前期分の放送が終了している。NHKエデュケショナルに過去の放送分のデータ借用検討を依頼。著作権等の課題あり。

③後期分からの放送視聴用に、独自にChromebookを活用、「ホワイトリスト」を用いてインターネット接続に制限をかける方策を学内で検討。

- ④NTT docomo に、「学校貸し出し用の制限機能付きタブレット」を確認、本事業に機能するか確認、検討を依頼。
- ⑤一方、学習に使用する少年院室内で、モバイルルータの電波具合を実際に検証。法務省から了承得られ、この方法を選択する場合は、契約そして放送視聴端末として Chromebook 1 台とモバイルルータ 1 台を用意する。
- ⑥NTT docomo の学校貸し出し用の制限機能付きタブレット使用について、法務省と検討。導入する仕組みが確定後、インターネットを使用した学習環境を少年院に整える点で正式に了承するため、以下の事項の確認と、実際にタブレットを試用し情報部門と機器の検討確認を行なった。
- ・無線 LAN の使用
  - ・端末の制御方法
  - ・管理者権限へのアクセス
  - ・コマンドプロンプト、管理コマンドの使用
  - ・ソフトウェアのインストール
  - ・電子メール機能
  - ・カメラ機能
  - ・必要のないインターネットサイトへのアクセス
  - ・実行形式のファイルのインストール等
  - ・用途以外のファイルの使用・保存
  - ・不具合が発生した場合の対応の有無（ヘルプデスク等）
  - ・外部からの不正アクセスを防ぐ仕組み
  - ・導入時に職員への教育実施
- ⑦その他、SIMカード（通信管理はされている）を取り外せないような工夫を施すことが要件。以上を確認し解決、院内使用が実施できた。

### 3. レポート

通信教育は自学自習であり、自主的に取り組む姿勢とスキルが必要になる。院内では日々本来のプログラムが実施されており、学習者に過度の負担なく学習時間を確保することを、少年院できめ細かく対応された。平日は夕方、そして土曜の余暇時間に、レポート学習そして放送視聴を行なっている。

レポート課題への取り組みでは、教官による学習上のアドバイスに加えて、課題提出締切日の管理等の支援もいただいている。隙間ない時間の中で、本人達が意志強く多くの努力をしたことと、それを支え軌道に乗せる支援者がいたことが大変大きいと考える。

### 4. スクーリング

学園の担任が少年院に赴き、レポート学習、スクーリング等について事前にガイダンス指導を行なっている。スクーリングについては、さらに会場となる本校で、少年院教官、学園担任、委員会メンバー、総合教育相談センターも含めて事前打合せを実施し、より教育の効果が図れるよう、また安心してスクーリング出席をしてもらえるよう確認を行なった。

### 5. 成長を促す振り返りシート

本シートでは、矯正教育を必要とする若者に高校での学習も同時に取り組むことが、どのような効果があるか、またその効果を促進することができるかを確認する。学力の定着、さまざまな知識、スキル、体験等を通しての成長が、シート記入からより深まることと、自分

自身の目で記録として確認し、積み上げていくことを目指す。

【振り返りシート】毎月本人が記録を記入し、教官、担任、チームでフィードバックを行なう。

東京都認可通信教育									
<b>今月の学習記録</b>									
担当教官署名		NHK 学園担当署名		計画作成 月 日 ( )		報告作成 月 日 ( )			
				生徒番号					
				氏名					
今月の目標：									
1 週間の学習計画と振り返り									
一週間のNHK学園の学習計画	曜日 時間	月	火	水	木	金	土	日	【今月の学習活動の振り返り】
今月取り組んだ内容について、印象に残ったことや、質問したいことを記入しましょう。 _____ _____ _____ _____ _____									
今月取り組んだ内容で、今後の自分に活かせると感じたことを記入しましょう。 _____ _____ _____ _____ _____									
施設担当官からのコメント _____ _____ _____ _____									
NHK 学園担当者からのコメント _____ _____ _____ _____									



## VII. 多摩少年院との協働体制づくり

生徒が少年院在院時から学習を始め、成長し、出院後も学習継続し社会に統合されていく過程には、少年院との協働体制づくりが欠かせない。今回、2名の生徒の学習継続と成長、そして研究成果と課題の発見については、多摩少年院の多大な協力と協働、生徒の未来を支えようとする真摯な支援があつてこそ成立したといえる。

以下、多摩少年院より協働体制づくりについて、記述をいただいた。

### 1. 協働体制について

再犯防止推進計画における重点課題として「学校等と連携した修学支援の実施等」があるところ、今回の連携は、NHK学園高等学校と当院が上記課題を共有した上での具体的な取り組みと考えている。

当院在院者が在院中に同校の生徒となり、同校の単位取得に向けた学習を始めるに当たり、同校は、既成の学習コースを当院の実情に合わせた形に構成を改める等、矯正施設の実情を十分に踏まえた対応を図っていただき、その結果、在院中でも同校のカリキュラムに沿った学習が確実にできる体制となっている。

### 2. 矯正教育と高校の学びの相互作用

少年院入院後、多くの在院者は、過去の生活状況等を反省し、学校生活を無駄に過ごしてきたことに対する後悔の念を持つに至る。そうした在院者が矯正教育としての教科教育を受けた結果、学びのレディネスが固まり、高校への転入学を社会復帰後の目標に設定する者が増えている実情がある。今回の連携を通じ、在院中から高校の教育課程で学ぶことで、在院中に芽生えた学ぶ意欲を更に高めさせることができるようになったことに加え、その意欲を社会復帰後も維持できるシステムが構築された。これにより円滑な学びの継続が可能になったと考えている。

## VIII. 保護観察所等、地域資源との連携

生徒が少年院を出院した後、社会内処遇の理念のもとに地域社会に復帰していく。地域で重要な支援者は、保護観察所となる。既に出院した生徒について、居住区の駐在官事務所を訪問、打合せを行なった。保護司と連携を取りながら、その人の日々の暮らしを再構築し安定させていくために心を砕いていることが伝わってくる。学習継続についての必要な場合の連携等についての可能性を、以下に述べる。

\*入学時、諸機関との連携について本人、保護者の了承済み。出院時に再度確認の上実施。

### 1. 保護観察所駐在官事務所打合せ

2. 出席者：統括保護観察官、保護観察官、NHK学園総合教育相談センターS S W  
(研究員) 3名

3. 内容：出院生徒Sさんに関する情報共有と就学への支援

#### (1) 現状確認

①現在は保護司が、月2回の面接を行なっている。必要があれば、家庭訪問や保護者への電話連絡も実施する。

#### (2) 連携内容

##### ①学習継続のサポート

本人は熱心に進学への意欲を持って取り組んでいる。保護観察期間中、新年度の学習についてサポートが必要なことが出てきたら、保護観察官からも指導可能。

##### ②手続支援

保護者が書類等の手続が困難なケースで、学習継続に必要な手続が滞った場合、手続の支援も必要に応じて可能。

##### ③今後

本人の進路等に向けて必要な事項があった場合は、相談、情報共有し連携する。

## IX. 次年度の課題

今年度実施の結果、以下にあげる課題について次年度以降に検討、確認、取り組みを行なう。再犯防止等を念頭に置きながら、生徒が持つやり残した学校生活への思いや学びへの意欲、家族や教官への感謝の気持ち、支える人々の気持ちなど、一人ひとりのありようが生かされる可能性を探りたい。

### 1. 周知、選抜方法、出願手続

院内での周知と選抜について、今年度の3名の内容を反映させる。  
保護者による書類準備の部分が想定以上に時間を要し、入学手続き、教材到着が遅れた。  
ケース3で見られるように、保護者の支援をさらに意識する必要がある。

### 2. スクーリング、学習方法

#### (1) ネット学習 ～ネット上における双方向の学習方法の検討

本校の「ネット学習システム」にのみ接続可能なシステムの構築について、法務省では外部アクセス制限等の条件がそろえば意義ありと検証結果あり。面接時間数の減免とは別に、現在のIT社会を鑑み、またネット学習の意義から実施を目指す。院内における学習者の学びやすさ、安全性などを念頭におき開発する。

具体的にはNHK学園高等学校のインターネットを活用した「ネット学習」を導入する。今後さらに、本校の「ネット学習システム」にのみ接続可能なシステムを構築する。現在、NTT docomoの「i-FILTER ブラウザー&クラウド」のサービスでNHK高校講座放送視聴用「ipad」を使用、生徒は他のサイトへのアクセスやメール機能などを利用しようとしてもブロックがかかる仕組みとなっている。次年度では、本校学習サイトN-gaku Onlin Spaceも追加できるように検証を行う。

【課題】・N-gaku Onlin Spaceでは、生徒間が交流できる掲示板がある。

- ・担任や科目担当にメールを送る機能がある（生徒間でのメールは行えない）。

#### (2) 振り返りシートの開発、活用

今年度のシートについて、学習を完了した時点で在院者及び教官からさらに成果を確認する。シート記入そしてフィードバックにより、高等学校の学習がさらに成長につながる工夫を行なう。現在、シート記入内容に対し教官からのコメントはいただいているが、必要に応じて、保護者からのメッセージの有効性も検討したい。

#### (3) 現行のスクーリング実施方法の見直し

スクーリングへの出席のしかた等、以下が課題となる。

- ①今年度、一人の生徒に複数の教官同行となった。スクーリング自体は、本人は大変熱心に取り組み、また見守る目が充分にあり順調に進んだ。現行のこの方法であれば、院の

職員体制により、学習者数は限定される。研究事業としては、在院者の在籍は一つの院で3名程度が適切と思われる。以下の（４）で別途の検討を行なう。

- ②スクーリング出席において、他生徒への影響や学習環境の保持、当該生徒との接触、本来目的とする該当生徒の高校における学びと成長の保障など、調整を図る。
- ③現在、東京本校会場を中心としており、複数の在院者、出院者が在籍することで、当該生徒達への影響等を確認する。

#### （４）少年院内でのスクーリング実施、試験の実施検討

下記内容を関係機関と慎重に検討する。また、実施が可能になる場合は、次のことを必ず念頭に置く。

在院中から高校生活を部分的にでも送ることで、若者の成長が促され矯正教育との相互作用が起こるのであれば、院内実施と学校への出席とのバランスを図ることが必要になるからである。

- ①少年院教官におかれては、高等学校教員免許を有している人が少なくない。教科、科目学習指導は可能である。また、「高等学校卒業程度認定試験」対策学習のために外部講師（高校免許有職者もいる）も導入している。少年院におけるスクーリングを認めていくことなどが可能か文部科学省とともに確認していく。
- ②現在、学園本校の集中スクーリングに参加しているが、全国から一つの少年院に希望者を移送して、少年院での「集中スクーリング」などが実施できる可能性があるか、前述同様、確認していく。
- ③同様に、定期試験の当該施設による受験が実施可能かも検討する。
- ④同様に、少年院でのさまざまなプログラムの一部を、「特別活動」として組み入れることが可能か、検討する。

### 3. 出院に備えたケース会議の開催

#### ～保護観察所、保護司、学習支援団体等との連携

今年度の学習期間終了前に出院した生徒については、既にⅧにおいて保護観察所との連携の可能性を報告した。今後、必要に応じて地域での支援の可能性をさらに進めていくことと、加えて在院中の適切な時期にケース会議が有効となるか検討、調整を図る。

会議は支援者全体と、場合によっては部分的に本人、保護者が出席することも考えられる。それも含めて関連機関と検討したい。

## ○添付資料

＊1：『再犯防止推進計画 平成29年12月15日』より「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）」

### 第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

#### 1. 学校等と連携した修学支援の実施等

##### (1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

##### (2) 具体的施策

###### ① 児童生徒の非行の未然防止等

###### ア 学校における適切な指導等の実施

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。

【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

###### イ 地域における非行の未然防止等のための支援

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児

児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ウ 警察における非行少年に対する支援

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助手員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

### ② 非行等による学校教育の中断の防止等

#### ア 学校等と保護観察所が連携した支援等

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。

【法務省、文部科学省】

#### イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

\* 2 : 第 1 種少年院：保護処分<sup>1</sup>の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね 12 歳以上 23 歳未満のもの（第 2 種少年院対象者を除く。）を対象とする。

（その他、少年院の種類は、少年の年齢、心身の状況及び非行傾向等を基準として、次の 4 種類に分けられている。家庭裁判所が少年院送致決定をする際に指定する少年院の種類は、第 1 種から第 3 種までに限られている。

【第 2 種少年院】

保護処分<sup>1</sup>の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね 16 歳以上 23 歳未満のものを対象とする。

【第 3 種少年院】

保護処分<sup>1</sup>の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね 12 歳以上 26 歳未満のものを対象とする。

【第 4 種少年院】

少年院において刑の執行を受ける者を対象とする。）